

売 買 契 約 約 款

（総則）

第1条 乙は、頭書の売買金額をもって頭書の期限内に物件の供給を履行しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、委託し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

（契約の変更、中止等）

第3条 甲は、必要がある場合には、契約物件の内容を変更し、若しくは当該契約を一時中止し又はこれを打ち切ることができる。この場合において履行期限又は売買金額を変更する必要があるときは、甲がこれを定め、乙に通知するものとする。

2 乙は、前項の通知を受け取った日から5日以内に変更契約を締結しなければならない。

3 第1項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲乙協議して定める。

（履行期限の延長）

第4条 乙は、天災その他自己の責に帰することのできない理由により履行期限までに供給することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を付してその期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲が定める。

（物価の変動）

第5条 履行期限内に予期することのできない異常の理由に基づく経済情勢の変化により物価の変動を生じ、そのために売買金額が著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して売買金額又は契約内容を変更することができる。

2 前項の規定により契約内容を変更するときは、第3条第2項の規定に準じ変更契約を締結しなければならない。

（危険負担）

第6条 売買物件の引渡前にその物件について生じた損害は、乙の負担とする。ただし甲の責に帰する理由による場合又は天災その他の不可抗力による損害で乙が善良な管理者の注意をなしたと認められる場合の損害については、甲の負担とし、その損害額の算定は、甲乙協議して定める。

（検査、引渡の時期及び場所）

第7条 乙は、売買物件の供給を完了したときは、甲に納品届を提出しなければならない。

2 甲は、乙から前項の納品届を受理したときは、その日から10日以内に頭書の納入場所において検査を行わなければならない。この場合乙は、検査に立会うものとする。

3 乙は、検査に合格したときは、遅滞なく物件を引渡さなければならない。

（売買金額の支払）

第8条 乙は、前条第3項の規定により物件を引渡したときは、所定の手続きに従って売買金額の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に売買金額を支払わなければならない。

3 この契約の締結後、法令の改正等により、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払うものとする。

（違約金及び遅延利息）

第9条 乙が履行期限内に契約の全部又は一部を履行しないときは、甲は、乙から違約金を徴収する。ただし、第4条の規定により、甲において履行期限の延長を認めたときは、この限りでない。

2 前項の違約金は、履行期限の翌日から遅延日数に応じ、次の各号の一により算定した額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した額とする。

（1）既に引渡した部分については、当該部分に対する売買金額に相当する代金を頭書の売買金額から控除した額

（2）前号以外については、頭書の売買金額

3 甲の責に帰する理由により前条第2項に定める期間内に売買金額が支払われないときは、乙は、その期限の翌日から支払遅延防止法第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（検査の遅延）

第10条 甲の責に帰する理由により第7条第2項の期間内に検査をしないときは、その期間を経過した日から検査した日までの期間の日数（以下「遅延日数」という。）は、第8条第2項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差引くものとし、又当該遅延日数が約定期間の日数をこえる場合には、約定期間は、満了したもののみなし、甲は、そのこえる日数に応じ前条第3項に規定する遅延利息を支払わなければならない。

（契約の解除）

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、契約を解除する。

（1）乙の責に帰すべき理由により頭書の期限内又は期限後相当期間内に物件を供給する見込みがないと明らかに認められるとき。

（2）前号のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 乙は、売買の目的物の変更により頭書の売買金額が3分の2以上減じ又は履行期限が2分の1以上短縮されたときは、甲に対し契約の解除を申し出て契約を解除することができる。

3 第1項の規定により契約を解除されたときは、乙は、売買金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期

間内に支払わなければならない。

- 4 第1項の規定により契約を解除した場合において、売買の目的物の既納部分があるときは、甲の所有とすることができ
る。この場合において甲は、当該部分の検査をし、その合格部分に対する売買金額相当額を支払わなければならない。

(契約保証金)

第12条 甲は、契約の目的物の引渡しがあったときは、ただちに、乙に頭書の契約保証金を還付しなければならない。

2 前条第1項の規定により、甲が契約を解除したときは、頭書の契約保証金は、甲が没収する。

3 前条第3項に規定する違約金を乙が納付する場合は、当該違約金の額より頭書の契約保証金の額を控除するものとする。

(賠償金、違約金の控除)

第13条 乙がこの契約に基づく違約金又は損害賠償金を甲の指定する期間内に納付しないときは、甲は、売買金額のうちか
ら、その金額を控除し、なお不足するときは、更に追徴する。

2 前項の追徴をする場合は、甲は、乙から納付期限の翌日から遅延日数につき支払遅延防止法第8条第1項に規定する財
務大臣が決定する率で計算した額の延滞金を徴収する。

(物件の供給後の保証)

第14条 乙は、物件の供給後において自己の負担により、次に掲げる事項について保証するものとする。

(1) 物件納入後1年以内に限り無料保証とする。

(契約に関する紛争の解決)

第15条 本契約に関する一切の紛争については、甲乙協議して定める。

(契約外の事項)

第16条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。